

# 桑野社労士 & FP 事務所だより

平成 27 年 9 月 10 日

第 66 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630


E-mail [kuwano@cosmos.ocn.ne.jp](mailto:kuwano@cosmos.ocn.ne.jp) HP [www.kuwano.biz](http://www.kuwano.biz)

## 中小規模事業者のマイナンバー対応

### 特定個人情報の具体的な適正取扱い その3

#### 個人番号及び身元確認の方法

- (3) 取引先（税理士、社会保険労務士、弁護士及び講師等）から個人番号の提供を受ける場合  
＜本人から個人番号の提供を受ける場合＞

個人番号の確認	身元の確認
個人番号カード又はそれらの写し	
通知カード、個人番号付き住民票又はそれらの写し	以下の写真付き身分証明書は1点 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、養育手帳、在留カード又は特別永住者証明書
	以下の場合には2点 各種健康保険被保険者証、住民票の写し、年金手帳

＜代理人から個人番号の提供を受ける場合＞

＜本人から個人番号の提供を受ける場合＞と同様とし、代理人の本人確認を次のように行います。郵送の場合も、同様の扱いとします。

代理人の本人確認
以下の写真付き身分証明書は1点 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード又は特別永住者証明書
以下の場合には2点 各種健康保険被保険者証、住民票の写し、年金手帳

#### 3. 利用・提供を行う段階

個人番号を取得した際の利用目的以外には、利用・提供を行いません。

なお、①激甚災害が発生した時等に金融機関が金銭の支払いをするために、個人番号を利用する

場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために個人番号を利用する必要がある場合は、利用・提供を行うことがあります。



#### 4. 記録・保存する段階

個人番号を取得した際の利用目的の必要がある場合のみに、記録・保管をします。

#### 5. 削除・廃棄を行う段階

利用目的の事務を処理する必要がなくなった場合で、法令で定められている保存期間を経過した場合は、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除します。その方法は、シュレッダー若しくは削除ソフトウェア等を利用して、復元不可能な方法とします。

書 類	保存期限	起算日
労災保険に関する書類	3年	完結の日
雇用保険の被保険者に関する書類	4年	完結の日（退職等の日）
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 給与所得者の配偶者特別控除申告書 源泉徴収票	7年	法定申告期限
健康保険・厚生年金保険に関する書類	2年	完結の日（退職等の日）

（裏面へ）

# 労働裁判判決事例 5

津田電気計器事件(最高裁第一小法廷、H22.9.30)

## 継続雇用拒否の適法性と再雇用契約の成否

### 【事件のあらまし】

本件は、定年後の継続雇用制度の対象基準を満たさないとして、継続雇用を拒否された従業員(以下「X」という。)が、会社(以下「Y」という。)に対し、継続雇用制度により雇用されたと主張し、雇用契約上の地位確認と賃金等の支払いを請求した事案である。

### 【原審の判断】

原審(大阪高裁 H23.3.25 判決)は、以下のとおり判断し、Xの地位確認請求と賃金支払い請求を容認した。

- 本件規程の定めと実際の運用に照らすと、継続雇用対象者の希望が再雇用契約の申込みであり、査定の結果通知が承諾・不承諾に当たると解するのが相当である。
- Xの査定総合点数は、継続雇用基準を満たす。
- 継続雇用の申込みをした労働者が継続雇用基準を満たす場合、Yには継続雇用を承諾する義務が課されており、これに反してYが不承諾としたときには、使用者の権利乱用に当たり、再雇用契約が成立したものと扱われるべきである。

これに対して、Yが上告した。

### 【最高裁の判断】

最高裁は、以下のとおり判断して上告を棄却し、Xの地位確認請求と賃金支払い請求を容認した原審を是認した。

期限の定めのない雇用契約及び定年後の嘱託雇用契約によりYに雇用されていた

Xは、在職中の業務実態及び業務能力に係る査定等の内容を点数化すると、継続雇用基準を満たすものであったから、Xにおいて嘱託雇用契約の終了後も雇用が継続され得るものと

期待することは、合理的な理由があると認められる一方、YにおいてXにつき上記の継続雇用基準を満たしていないものとして、本件規程に基づく再雇用をすることなく、嘱託雇用期間の終期の到来によりXの雇用が終了するものとするのは、他にこれをやむを得ないとみるべき特段の事情もうかがわれない以上、客観的に合理的理由



を欠き、社会通念上相当であると認められないものといわざるを得ない。したがって、YとXの間には嘱託期間終了後も本件規程に基づき、再雇用されたと同様の雇用関係が存続しているものとみなるのが相当であり、その期限や賃金、労働時間等の労働条件については、本件規程の定めに従うことになるものと解される。

かつて、下級審において、高齢雇用継続法のみを根拠に、使用者が個々の労働者に継続雇用の義務を負うものではないとの判断が下されていた。しかし、継続雇用基準を満たして雇用継続の合理的期待があり、継続雇用しない特段の理由がない場合は、再雇用契約が成立したものと解すべきです。

(次号に続く)

## 事務所からひとこと



社会保険労務士の仲間と、8月8日に琵琶湖の竹生島に行き、翌日はカヤックの体験してもらった。

竹生島は、言わずと知れた琵琶湖の北端に浮かぶ島で、私たちは近江今津港から観光船で行った。その日は波も穏やで、約30分の快適な船旅だった。

琵琶湖からそそり立つような島に着くと、まず急な石段(165段だそう)を上り、「宝厳寺(ほうごんじ)」へ。この寺は西国三十番札所で、弁財天を本尊とし、安芸の厳島、相模の江ノ島と並ぶ日本三弁財天のひとつ。本堂から納経所へ、三重塔から唐門へ。この唐門は、豊臣秀吉の遺命に従って秀頼が京都東山の豊国廟から移築したものだそう。そして、奥の「都久夫須磨神社(つくぶすまじんじゃ)」へ。工事中だったが、この神社は浅井姫命を祀り、お皿を鳥居に向かって投げる「かわら投げ」が有名。我々も投げてみたが、誰も鳥居を通過しなかった。

翌日はカヤック体験をし、皆さん初めてだったが、20～30分もすると様になって、結構楽しそうだった。